

法定調書の作成・提出は、^{イータックス}e-Taxで!!



法定調書は書面のほか、①e-Tax又は②光ディスク等(CD・DVD等)により提出することができます。

※ 法定調書の種類別に、前々年に提出すべきであった法定調書の枚数が1,000枚以上である法定調書については、平成26年1月1日以降、e-Tax又は光ディスク等による提出が義務付けられています。

① e-Taxによる提出

税務署に出向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して法定調書や合計表の提出ができるので、大変便利です。

なお、e-Taxを利用する場合には、事前の届出が必要です。

詳しくは、e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

※ e-Taxの利用に当たっては、e-Taxホームページからダウンロードしてパソコンにインストールし使用するe-Taxソフト(通常版)のほか、Web上での入力により帳票の作成や提出ができるe-Taxソフト(WEB版)も提供しています。e-Taxソフト(WEB版)については、裏面をご覧ください。

② 光ディスク等による提出

大量の法定調書を提出する場合には、1枚のCD等で提出することができ、事務の省力化につながるなどのメリットがあります。

なお、e-Tax又は光ディスク等による法定調書の提出が義務付けられていない方が、光ディスク等により法定調書を提出する場合には、税務署への事前の申請と税務署からの承認が必要です(e-Tax又は光ディスク等による法定調書の提出が義務付けられている方が、光ディスク等により法定調書を提出する場合には、税務署への申請は必要ありません。)

また、光ディスク等には、所定の規格でデータを格納する必要があります。データの格納に当たっては、セキュリティの確保の観点から、データの暗号化(自己復号型)を行った上で提出することをお勧めいたします。

詳しくは、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) をご覧ください。

給与・公的年金等の支払報告書及び源泉徴収票の作成・提出はeLTAXが便利です!!

給与・公的年金等の支払をする事業者の方は、支払報告書を市町村に、源泉徴収票を税務署にそれぞれ提出する必要がありますが、平成29年1月以降、地方税ポータルシステム(eLTAX)を利用すれば、支払報告書と源泉徴収票を一括作成し、送信することで、支払報告書は各市町村に、源泉徴収票は税務署に提出することが可能となりました(「電子的提出の一元化」といいます。)

※ ご利用に当たっては、e-Taxの利用者識別番号の取得や電子証明書の登録などの事前準備が必要です。

詳しくは、eLTAXホームページ (www.eltax.jp) 又は国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) をご覧ください。



国税局・税務署

平成29年10月

e-Taxソフト (WEB版) でCSV読込が便利!

- e-Taxソフト (WEB版) は、e-Taxソフト (通常版) のダウンロードやパソコンへのインストールをすることなく、Web上での入力により、インターネット経由で、帳票の作成や提出を行うことができます。
- ここでは、エクセルを利用して作成した CSV ファイルを読み込む方式で作成・提出する場合の流れについて説明しています。

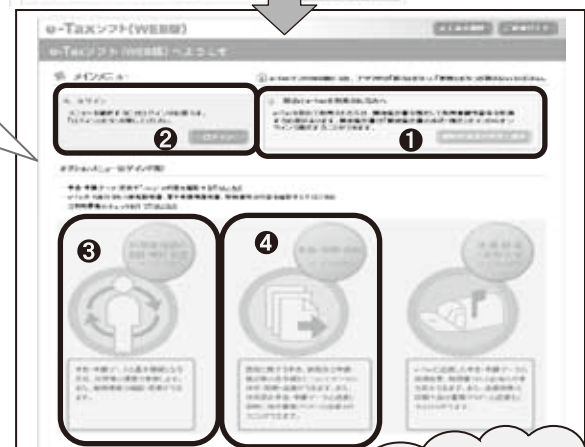
- e-Taxソフト (WEB版) で作成できる法定調書 (及び同合計表)
 - ・ 給与所得の源泉徴収票
 - ・ 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票
 - ・ 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
 - ・ 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 (社会保険診療報酬基金用)
 - ・ 不動産の使用料等の支払調書
 - ・ 不動産等の譲受けの対価の支払調書
 - ・ 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書
 - ・ 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表



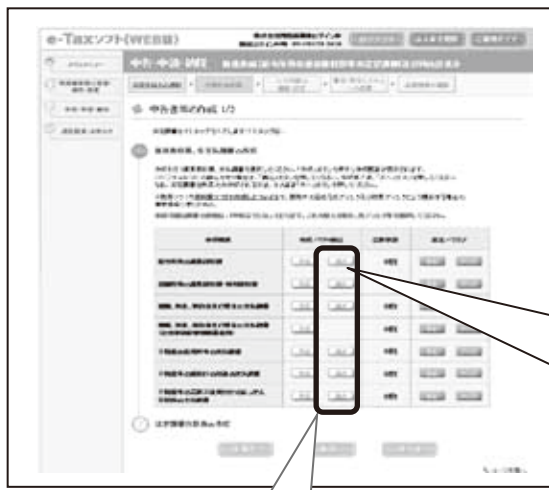
まず、e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) にアクセスし、「e-Taxソフト (WEB版) (ログイン)」をクリックします。

CLICK!!

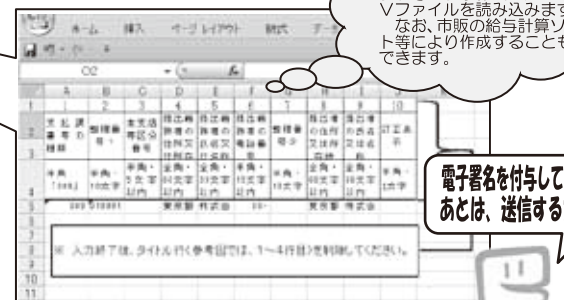
e-Tax を初めて利用する方は①から開始届出書の作成・提出をしてください。
既に e-Tax をご利用の方は②からログインします。
③で利用者情報の登録等を行い、④で法定調書の作成を行います。



e-Tax ホームページに掲載されている入力フォーマット等により作成した CSV ファイルを読み込みます。なお、市販の給与計算ソフト等により作成することもできます。



「読込」ボタンを選択し、提出する法定調書の CSV ファイルを読み込んだ後、「次へ」ボタンを押します。その後、法定調書合計表を併せて作成します。



電子署名を付与して...
あとは、送信するだけ!



- (注) 1 一度に e-Taxソフト (WEB版) で読込できる法定調書のデータ件数の上限は、5,000 件かつデータサイズ 10MB となっています。
2 インストールした e-Taxソフト (通常版) を利用して法定調書を作成することも可能です。
3 e-Tax で法定調書等を送信する場合は、電子証明書 (電子署名) の添付が必要です。

※ 画面は平成 29 年 10 月現在の情報に基づいて作成しています。

お問い合わせは、古川税務署管理運営第一部門 TEL0229-22-1711 内線111

田尻小学校で租税教室

日 時：平成29年11月15日（水）
会 場：大崎市立田尻小学校
内 容：租税教室の開催
対 象：6年生児童23名
担 当：青年部会



古川支部が税務セミナー

日 時：平成29年12月7日（木）
会 場：古川商工会議所会館研修室
内 容：『税務調査と
消費税10%への対応』
講 師：税理士
佐々木壽彦氏
受講者数：14名
担 当：古川支部



高倉小で租税教室

日 時：平成29年12月11日（月）
場 所：大崎市立高倉小学校
内 容：租税教室の開催
対 象：6年生児童9名
担 当：青年部会



古川第五小で租税教室

日 時：平成28年12月12日（火）
会 場：大崎市立古川第五小学校
内 容：租税教室の開催
対 象：6年生児童144名
担 当：青年部会



新設法人が熱心に学ぶ

日 時：平成29年12月6日（水）
 会 場：古川税務署会議室
 内 容：『新設法人に対する
 法人税等説明会』
 講 師：古川税務署法人課税第一部門
 同 管理運営第一部門担当官
 参加者数：11名 担 当：研修委員会



租税教育推進で感謝状

日 時：平成29年12月6日（水）
 会 場：古川税務署会議室
 内 容：租税教育の推進に尽力租税の役割や国民の納税の義務について正しい知識の普及に多大な貢献をされたことにより感謝状が贈呈
 贈呈者：古川税務署長
 受 彰：公益社団法人 大崎法人会



e-Taxを実際に体験

日 時：平成29年12月1日（金）
 場 所：大崎市生涯学習センター
 内 容：『e-Tax実務研修会』
 講 師：古川税務署
 管理運営
 第二部門担当官
 参加者数：9名
 担 当：IT委員会



高知で全国青年の集い

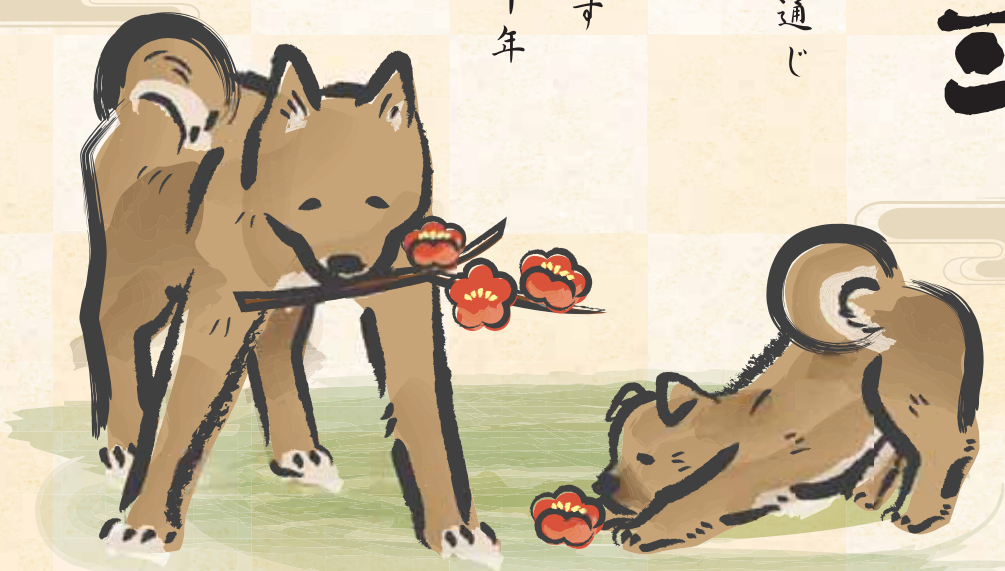
日 時：平成29年11月10日（金）
 場 所：高知県民文化ホール
 参加者数：全国から約2,500名
 当会からは3名が参加
 内 容：租税教育プレゼンテーション
 部会長サミット・記念講演
 式典・大懇親会等
 担 当：青年部会



謹賀新年

今年も法人会の福利厚生制度の普及を通じ
会員企業とそのご家族の皆様
安心をお届けしてまいります
本年も何卒よろしくお願い申し上げます

平成三十年



〈引受保険会社〉

Aflac アフラック

仙台総合支社

〒980-6122 宮城県仙台市青葉区中央1-3-1 エエル22F
TEL:022-262-5610 FAX:022-262-5822

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505
受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)

URL

www.xpress.ne.jp/~hojinkai/

E-mail

ohsakh@cocoa.ocn.ne.jp